

ほ じん かい 輔 仁 会

本会は、自治の精神にもとづいて、学習院の教育理念の達成と会員相互の親睦とをはかるため、本院の教職員（広義）及び幼稚園から大学院までの学生（広義）によって構成される組織であり、(自治会)・運動部・文化部などの課外活動は、すべて本会の事業の一端である。

なお、本会の名称は「論語（顔淵篇）」の「君子は…友を以て仁を輔く」からとったものである。

学習院輔仁会会則

制定 明治22年4月5日 改正 昭和53年3月1日 昭和63年4月1日
平成4年4月1日 平成5年4月1日
平成10年4月1日 平成13年5月29日
平成20年6月3日 平成21年6月2日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、学習院輔仁会と称する。

(目的)

第2条 本会は、自治の精神にもとづいて、本院の教育理念の達成に貢献し、あわせて、会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、学習院総務部総務課内に事務所を置く。

(協力)

第4条 本会は、桜友会及び常磐会と密接に連絡し、相互に協力して、第2条に掲げられた目的の達成に努める。

第2章 会 員

(会員)

第5条 ① 本会は、学習院の院長・専務理事・常務理事・専任教職員（以下「教職員」と総称する。）及び園児・児童・生徒・学生（以下「学生」と総称する。）を会員とする。

② 会員は、相互の権利を尊重し、本会則に定められた義務を誠実に履行しなければならない。

③ 会員は、別に定める会費を、毎年、納入するものとする。

(名誉会員)

第6条 ① 本会は、本人の同意が得られることを条件として、次の方を名誉会員とする。

a 本院に在学された皇族

b 本会に特別な巧労があったとして理事会が推挙した方

② 名誉会員からは、会費を徴収しないものとする。

第3章 組 織

(構成)

第7条 本会は、本部及び支部をもって構成する。

(本部)

第8条 ① 本部は、会長・副会長・理事長・常任理事及び会長が指名する書記をもって構成する。

- ② 本部は、学習院総務部総務課内に事務所を置く。
- ③ 本部は、次の職務を行なう。
 - (1) 本会の総務的事務の処理
 - (2) 支部の統括
 - (3) 学習院輔仁会雑誌の発行
 - (4) その他、本会の目的を達成するのに必要な事項

(支部)

第9条 ① 本会に、次の支部を置く。

- (1) 大学支部
- (2) 女子大学支部
- (3) 高等科支部
- (4) 女子高等科・女子中等科支部（ただし、「女子部支部」と略称することがある。）
- (5) 中等科支部
- (6) 初等科支部
- (7) 幼稚園支部
- ② 各支部は、その支部の教職員及び学生をもって構成する。
- ③ いずれの支部にも属さない教職員は、大学支部に属するものとする。
- ④ 各支部は、本会の目的を達成するために、他の支部と密接に連絡し、その支部内におけるさまざまな活動を協議・実施する。
- ⑤ 各支部は、必要に応じて、支部規約及びその施行細則を制定するものとする。
- ⑥ 各支部は、支部規約を制定・改正するにあたっては、理事会の審議を経て、会長の認可を受けなければならない。
- ⑦ 各支部の支部長は、その支部の教職員の中から会長が委嘱する。
- ⑧ 支部長は、各支部の運営・活動を統括する。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 常 任 理 事 1名
- (5) 理 事 22名（理事長・常任理事を含む。ただし、高等科支部と中等科支部の支部長が同一の場合には21名）
- (6) 監 事 2名
- (7) 書 記 若干名

(会長)

第11条 ① 会長は、学習院長がその任にあたる。

- ② 会長は、本会を統括するほか、役員を委嘱し、予算及び支部規約の制定・改正を認可するなど、

本会則に定められた任務を遂行する。

(副会長)

第12条 ① 副会長は、教職員の中から会長が委嘱する。

② 副会長は、会長に事故があった場合に、その任務を代行する。

③ 副会長は、会長の指示により交代する。

(理事長)

第13条 ① 理事長は、教職員の中から会長が委嘱する。

② 理事長は、理事会を代表する。

(常任理事)

第14条 ① 常任理事は、教職員の中から会長が委嘱する。

② 常任理事は、本会の一般事務（庶務を含む。）及び会計の処理を統括する。

(理事)

第15条 ① 理事は、理事会を構成し、第23条に掲げられた事項を審議・決定する。

② 理事は、教職員理事と学生理事とに分かれ、いずれも会長が委嘱する。

③ 教職員理事は、次の11名（ただし、高等科支部と中等科支部の支部長が同一の場合には10名）とし、その任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(1) 理事長 1名

(2) 常任理事 1名

(3) 支部長 7名（ただし、高等科支部と中等科支部の支部長が同一の場合には6名）

(4) 学習院常務理事 1名

(5) 大学教職員 1名

④ 教職員理事に欠員が生じた場合には、会長は、なるべく速やかに、その後任者を委嘱するものとする。

⑤ 学生理事は、次の11名とし、その任期は1年とする。ただし、その始期及び終期は、各支部が支部規約において定めることができる。

(1) 大学支部 5名

(2) 女子大学支部 2名

(3) 高等科支部 2名

(4) 女子高等科・女子中等科支部 2名

⑥ 各支部は、支部規約にもとづいて、学生理事候補を選出し、会長に推挙するものとする。

⑦ 学生理事に欠員が生じた支部は、なるべく速やかに、その後任者を選出し、会長による委嘱を求めなければならない。

(監事)

第16条 ① 監事は、会長が委嘱する。

② 監事は、本会の業務及び会計の審査にあたる。

③ 監事の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。

(書記)

第17条 ① 書記は、職員の中から会長が委嘱する。

② 書記は、常任理事の指揮のもとに、本会の庶務及び会計の処理にあたる。

③ 書記は、会長の指示により交代する。

第5章 理 事 会

(開催)

第18条 ① 本会は、毎年5月末から6月始めにかけて、定例理事会を開く。

② 本会は、本会則又は支部規約を改正する必要がある場合には、11月末から12月始めにかけて、臨時理事会を開く。

③ 本会は、会長・理事長又は7名以上の理事から要請があった場合には、随時、臨時理事会を開かなければならない。

(招集)

第19条 理事会は、会長が招集する。

(定足数)

第20条 ① 理事会は、定員の3分の2以上の出席によって成立する。

② 各支部の支部長である理事は、やむをえない理由により理事会に出席できない場合には、所定の手続きを踏み、その支部の教員の中から代理人を出席させることができる。

③ 前項以外の理事は、やむをえない理由により理事会に出席できない場合には、所定の委任状を提出することができる。ただし、委任先は、議長又は当日の理事会に出席する理事のどちらかに限るものとする。

④ 定足数を数えるにあたり、代理人による出席及び委任状の提出はどちらも「出席」とみなされる。

(議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がつとめる。

(表決)

第22条 ① 理事会の議事は、出席理事（議長・代理出席者・委任状提出者を含む。以下、同じ。）の過半数によって決定する。

② 前項の表決が可否同数の場合には、審議経過及び賛否双方の意見を議長が会長に報告し、会長が最終的に決定する。

③ 本条第1項の規定にかかわらず、本会則の改正並びに各支部規約の制定及び改正は、出席理事の3分の2以上の多数によって決定する。

(議題)

第23条 理事会は、次に掲げる議題について審議・決定する。

- (1) 会費に関する事項
- (2) 本部および各支部の予算及び決算に関する事項
- (3) 本会の組織及び運営一般に関する事項
- (4) 本部の組織及び運営一般に関する事項
- (5) 各支部の組織及び運営一般に関する事項
- (6) 本会則の改正に関する事項
- (7) 各支部規約の制定・改正に関する事項
- (8) 会長・理事長又は7名以上の理事が必要と認めた事項
- (9) 各支部が必要と認めた事項

(特別出席)

第24条 議長は、理事会の審議・決定に必要と認める場合には、関係当事者に出席を求め、発言を許すことができる。

第6章 会 計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算・決算)

第26条 本会の予算・決算は、本部の予算・決算及び支部の予算・決算から成る。

(本部の予算・決算)

第27条 ① 本部予算は、次の収入及び支出にもとづいて編成される。

(1) 収 入

- a 会員の本部会費
- b その他

(2) 支 出

- a 運営費
- b 活動費
- c 維持資金積立金
- d その他
- e 予備費

② 前項の収入及び支出の内訳は、本会則の施行細則に定めるところによる。

③ 予備費は、予算外に支出の必要が生じた場合に、その理由及び金額を明らかにした文書を書記が起案して常任理事に提出し、会長の認可を得て、支出される。

④ 本部予算は、常任理事の責任において作成し、理事会の承認及び会長の認可を得て執行される。

⑤ 常任理事は、その責任において、毎年4月30日までに、予算と同一区分により、決算書を作成するものとする。

(支部の予算・決算)

第28条 ① 支部の予算は、次の収入及び支出にもとづいて編成される。

(1) 収 入

- a 会員の支部会費
- b その他

(2) 支 出

- a 運営費
- b 活動費
- c その他
- d 予備費

② 前項の収入及び支出の内訳は、各支部の支部規約又はその施行細則の定めるところによる。

③ 予備費は、予算外に支出の必要が生じた場合に、その理由及び金額を明らかにした文書を書記が起案して支部長に提出し、その認可を得て、支出される。

④ 各支部は、独立採算制を前提として、予算を編成するものとする。

⑤ 各支部の予算は、支部長の責任において作成し、理事会の承認及び会長の認可を得て、執行される。

⑥ 各支部の支部長は、その責任において、毎年4月30日までに、予算と同一区分による決算書を作成し、常任理事に提出するものとする。

(維持資金)

第29条 ① 本会に、維持資金を置く。

② 維持資金は、本部の毎年度の収入の50分の1以上に該当する積立金及び本部への寄付金をもって充てる。

③ 維持資金は、特別の理由により支出の必要が生じた場合に限り、その理由及び金額を明らかにした文書を書記が起案して、常任理事に提出し、理事会の承認及び会長の認可を得て、支出することができる。

④ 維持資金は、本部が管理する。

(帳簿)

第30条 本会は、会計に関し、次の帳簿・台帳を備える。

- (1) 本部収入計算簿
- (2) 本部支出計算簿
- (3) 本部収入支出差引計算簿
- (4) 維持資金台帳
- (5) 支部収入計算簿
- (6) 支部支出計算簿
- (7) 支部収入支出差引計算簿

(報告)

第31条 常任理事は、毎年4月30日までに作成される本部決算書及び提出される各支部の決算書を、なるべく速やかに取りまとめて、監事の会計審査を受け、定例理事会の承認を得た上で、5月中に会長に報告するものとする。

(制裁)

第32条 決算書の作成・監事の会計審査又は定例理事会の審議の過程で、予算の執行又は管理に不備のあることが判明した場合には、理事会は、その不備に責任のある部署又は団体の次年度の予算の全部又は一部を削除又は凍結することができる。

第7章 施行細則

(施行細則)

第33条 本会則に定めのない事項及び本会則を施行するのに必要な事項については、本会則の施行細則の定めるところによる。

第8章 支部規約

(原則)

第34条 支部規約は、本会則に定められたところを除き、原則として、各支部が必要に応じて自由起家できる。

(共通事項)

第35条 前項の規定にかかわらず、輔仁会としての統一性を保つため、次の事項は、すべての支部規約において定められるものとする。

- (1) 名 称
- (2) 目 的
- (3) 事 務 所
- (4) 最終意思決定手続き
- (5) 組 織 図
- (6) 支部会費
- (7) 改正手続き

(施行細則)

第36条 各支部規約に定めのない事項及び各支部規約を施行するのに必要な事項については、各支部規約の施行細則の定めるところによる。

第9章 改 正

(改正)

第37条 ① 本会則の改正は、理事会における出席理事の3分の2以上の多数の賛成を要する。

② 改正された本会則は、原則として、前項の理事会の後にくる最初の4月1日から施行される。

③ 前項の規定にかかわらず、理事会が施行日を特定した場合には、改正された本会則は、その日から施行される。

附 則

この会則は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月2日から施行する。

輔仁会女子大学支部規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本支部は、学問の自由と自治の精神にもとづき、学習院女子大学の発展のために努力することを目的とし、支部活動及びその一環である学生自治活動を行なう。

(事務所)

第2条 本支部は、本学内に事務所を置く。

第2章 会 員

(会員)

第3条 ① 本支部は、学習院女子大学の学部学生、大学院学生及び専任教職員をもつて会員とする。

② 会員は、この規約に定めるすべての権利を有し義務を負う。

③ 会員は、別に定める会費を毎年納入するものとする。